

定 款

(令和5年3月2日)

日本ピストンリング株式会社

日本ピストンリング株式会社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、日本ピストンリング株式会社と称し、英文ではNippon Piston Ring Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の品目の製造、加工、販売、技術指導、輸出入に関する事業

- ① ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、カムシャフト、その他の内燃機関部品
- ② 自動車、産業用運搬車両、船舶、その他の輸送用機械器具の部品および自動車用品
- ③ 金属加工機械、建設機械、農業用機械、油圧機械、事務用機械器具、その他の一般機械器具およびその部品
- ④ 家庭用電気機械、その他の電気機械器具およびその部品
- ⑤ 分析機器、その他の精密機械器具およびその部品
- ⑥ 金属材料、石油、化学薬品

(2) 医療機器の製造、販売および輸出入

(3) 食料品、スポーツ用品、日用雑貨品の販売および輸出入業

(4) 不動産の売買、賃貸借、管理に関する事業

(5) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務

(6) 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、荷造包装事業

(7) 労働者派遣業

(8) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を埼玉県さいたま市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、19,545 千株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規定)

第 11 条 当社の株主の権利行使に関する手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しない事が出来る。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議事項)

第 18 条 株主総会は、法令または本定款に別段の定めがある事項のほか、当会社の株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。

第 4 章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9 名以内とし、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役に對して發する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役への委任)

第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会決議によって、取締役会において決議すべき重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査等委員に對して發する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規定)

第 31 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか監査等委員会で定める監査等委員会規定による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 33 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 34 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 35 条 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

〔定款改正〕

昭和 12 年 7 月 30 日	昭和 14 年 1 月 31 日	昭和 15 年 1 月 30 日	昭和 15 年 11 月 30 日
昭和 16 年 2 月 18 日	昭和 17 年 1 月 31 日	昭和 18 年 1 月 30 日	昭和 18 年 4 月 5 日
昭和 20 年 7 月 31 日	昭和 26 年 6 月 13 日	昭和 29 年 1 月 29 日	昭和 33 年 11 月 15 日
昭和 35 年 1 月 29 日	昭和 37 年 1 月 29 日	昭和 38 年 1 月 30 日	昭和 39 年 7 月 30 日
昭和 42 年 1 月 31 日	昭和 46 年 7 月 30 日	昭和 47 年 1 月 29 日	昭和 50 年 1 月 30 日
昭和 53 年 2 月 27 日	昭和 54 年 2 月 27 日	昭和 55 年 2 月 28 日	昭和 57 年 2 月 26 日
昭和 59 年 2 月 28 日	昭和 63 年 2 月 26 日	平成 2 年 6 月 28 日	平成 3 年 6 月 27 日
平成 6 年 6 月 29 日	平成 9 年 6 月 27 日	平成 12 年 6 月 29 日	平成 13 年 6 月 28 日
平成 14 年 6 月 27 日	平成 15 年 6 月 27 日	平成 16 年 6 月 29 日	平成 17 年 6 月 29 日
平成 18 年 6 月 29 日	平成 20 年 6 月 27 日	平成 21 年 6 月 26 日	平成 22 年 1 月 6 日
平成 23 年 6 月 29 日	平成 25 年 6 月 27 日	平成 27 年 6 月 25 日	平成 27 年 10 月 1 日
令和 2 年 6 月 26 日	令和 3 年 6 月 24 日	令和 4 年 6 月 28 日	